

daily コラム

2012年10月12日(金)

〒140-0014 品川区大井 1-7-6THビル4階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

悩ましい寄与分の主張

法定相続による「不平等」を正す規定

我が国の相続法では、故人（被相続人）と相続人の身分関係に応じて、法定相続分が固定されます。しかし、例えば、被相続人の事業を無償で継続させた、被相続人に資金援助した、あるいは、長年被相続人を介護し続けた相続人が、何もしなかった相続人と相続分が同じでは、かえって不公平になります。このように、被相続人のために多大な貢献をした相続人を保護する途として、寄与分という制度があります。

寄与分が認められるハードルは高い

寄与分が認められるためには、①寄与行為があったこと、②①が特別であったこと、③被相続人の財産の維持又は増加があったこと、④①と③の間に因果関係があったことが必要です。②は、夫婦間の協力義務、親族間の扶養義務という法律上の義務として社会通念上通常期待される内容を超えた貢献が必要です。更に、③・④で貢献が被相続人の財産に対しプラスの影響をもたらされることが必要です。

そのため、寄与分の主張が認められるためのハードルは高くなります。

こうして認められる寄与分の価額は、①具体的な金額、あるいは、②遺産全体に対する〇%という形で評価されます。そして、寄与分のある相続人は、まず寄与分の価額分を取得し、次いで遺産から寄与分の価額を差し引いた金額に対する相続割合に相当する金額を取得することになります。

寄与分の問題点

しかし、寄与分はその漠然とした内容から極めて見通しの悪い制度です。何をもって「特別な」貢献なのか、何をもって被相続人の財産の増加又は維持と見るのかはケースバイケースとしか言えません。また、寄与分が認められても、その価額をどう算定していくのかも不明確です。そして、寄与分の主張は、相続人の人格や一族の歴史に関わるものでもあるため、感情面での対立もより先鋭化されます。このように、様々な意味で揉めやすい争点と言えます。

結局は生前対策

結局のところ、被相続人への貢献を相続を通じて報いてもらうには、遺言や生前贈与をしてもらうのがより確実な手だてとなります。

私は長年お父さんの介護をしたのよ！

あれが？あなたが困り込んで迷惑だったのよ。



補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

寄与分に関する民法上の条文

第904条の2 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。

3 寄与分は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

4 第2項の請求は、第907条第2項の規定による請求があった場合又は第910条に規定する場合にすることができる。

※第900条から第902条は法定相続分の規定。

※第907条第2項は、遺産分割協議が整わなかったときの家庭裁判所への調停、審判の申立に関する規定。

※第910条は死後認知を受けた者による相続分相当額の価格支払請求権の規定。

寄与分の認められた事例

民法上の規定では、「被相続人の事業に関する労務の提供」、「財産上の給付」、「被相続人の療養看護」を挙げていますが、その後「その他の方法により」とあるように、例示的なものです。

以下に、類型化されていないパターンで寄与分の認められたものとして以下のような事例があります。

- ・ 被相続人所有地の権利関係を整理して売却に尽力した（長崎家裁諫早出張所昭和62年9月1日審判）
- ・ 被相続人所有地の抵当権実行を回避するために債務を弁済した（東京家裁昭和49年8月9日審判）